

## 北九州市認知症支援・介護予防センター団体利用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、認知症支援・介護予防の推進に関わる当事者団体及び専門職団体の活動・交流を支援し、ネットワークの形成を促進することにより、認知症支援・介護予防に関する情報や意識の共有を図るとともに、市内における取り組みの強化につなげることを目的として、北九州市認知症支援・介護予防センター（以下「センター」という。）の団体利用について必要な事項を定める。

### (利用施設等)

第2条 利用できる施設、設備及び目的は、次の各号のとおりとする。

(1) 活動ルーム A、活動ルーム B

団体がメンバー間もしくは団体主催の会議や研修の場所として利用

(2) 多目的ルーム

団体がメンバー間もしくは団体主催の会議や研修の場所として利用

(3) 研修室

団体がメンバー間もしくは団体主催の研修の場所として利用

(4) その他

必要に応じて、印刷機、ロッカーを利用することができる。

### (利用時間)

第3条 団体利用時間は、原則として午前9時から午後9時まで（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前10時から午後6時まで）とする。

### (利用日)

第4条 団体利用日は、次に掲げる日を除いた日とする。

(1) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

(2) 市長が特に必要があると認めた日

### (利用できる団体の範囲)

第5条 利用できる団体は、あらかじめ団体登録をした団体とする。

2 登録できる団体の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) センターの事業と深く関係する地域活動ボランティア団体

(2) センターの事業に協力する医療・介護・福祉に関する専門職団体

(3) 市長が適当と認める団体

### (団体登録)

第6条 登録を受けようとする団体は、次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 団体利用登録・登録更新申請書（様式第1号）

(2) 氏名、ふりがな、生年月日及び性別の記載された役員名簿（様式第2号）

- 2 市長は、申請のあった団体について関係書類を審査し、適当と認めるときは団体登録名簿（様式第3号）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、団体登録済通知書（様式第4号）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 登録期間は、登録日の属する年度末までの期間とする。ただし、次年度以降引き続き登録を希望する団体にあつては、市長が指定する日までに様式第1号により更新申請をし、第2項の審査を経て適当と認められるときは、1年以内の期間延長をすることができる。なお、第12条の登録の取り消し等の場合及び登録団体の都合により、登録を取りやめた場合はこの限りではない。
- 5 登録団体は、登録内容に変更があつた場合は、遅滞なく変更の届出を行わなければならない。

（登録内容）

第7条 市長は、前条の登録の申込みがあつた場合は、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 申請者住所氏名
- (2) 団体名
- (3) 団体の所在地（主な活動場所）
- (4) 代表者住所氏名
- (5) 設立時期
- (6) 会員数
- (7) 団体の目的
- (8) 活動内容
- (9) センターでの利用予定内容
- (10) センターでの活動実績（登録更新申請時）
- (11) 団体ホームページアドレス等
- (12) その他市長が必要と認める事項

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は前項の登録を行わないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる活動を行う団体
- (2) 営利活動を主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動を行う団体
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動を行う団体
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体又は密接な関係のある団体

(利用の手続き)

第8条 団体登録した団体が第2条第1項第1号から第3号に規定する施設を利用しようとするときは、原則として利用日の3ヶ月前の日以降、利用日の属する週（月曜日を始まりとし、日曜日を終わりとする。）の前週の水曜日（その日が祝日等であるときは、その日の前日）までに、団体利用申請書（様式第5号）により、市長に申請しなければならない。

(利用料金)

第9条 センターの利用にかかる費用は無料とする。ただし、印刷機の使用にかかる費用（実費相当額）は、別表に掲げる額とする。

(損害賠償の義務)

第10条 センターの施設、備品又は物品を故意又は重大な過失により破損もしくは紛失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(利用の制限)

第11条 市長は、センターの団体利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を認めない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき
- (4) 営利活動を行うとき
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき又は市長が適当でないときと認めるとき

(登録の取消し等)

第12条 市長は、次の各号いずれかに該当すると認めたときは、登録を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 第5条第2項各号のいずれにも該当しなくなったとき
- (2) 第6条第4項の申請及び第6条第5項の届出を行わないとき
- (3) 第7条第2項各号のいずれかに該当したとき
- (4) その他市長が必要と判断するとき

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

種 目	内 容	単 価	備 考
印刷機	製版1枚	32円	※製版はA4及びA3サイズを基本とする。
	印刷1枚	0.2円	

(様式第1号)

北九州市認知症支援・介護予防センター団体利用登録・登録更新申請書

年 月 日

北九州市長 様

次のとおり北九州市認知症支援・介護予防センターの利用に関する団体登録を申請します。

申請者住所 ふりがな 氏名 生年月日				電話 ( )
団体名				
団体の所在地 (主な活動場所)				電話 ( )
代表者住所 ふりがな 氏名 生年月日				電話 ( )
設立時期	昭和・平成 年	会員数	人	
団体の目的				
活動内容				
センターでの 利用予定内容				
センターでの 活動実績 (登録更新申請時)				
備考	※団体ホームページアドレスなどご記入ください。			
北九州市認知症支援・介護予防センター団体利用要綱承諾のうえ、上記のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する 場合があることに、同意します。				
フリガナ 〔氏名〕		印 〔生年月日〕		

(様式第2号)

## 役員名簿

[団体名 \_\_\_\_\_ ]

( \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ 枚)

No.	役職	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日
		( )	男・女	明大 昭平 年 月 日
		( )	男・女	明大 昭平 年 月 日
		( )	男・女	明大 昭平 年 月 日
		( )	男・女	明大 昭平 年 月 日
		( )	男・女	明大 昭平 年 月 日
		( )	男・女	明大 昭平 年 月 日
		( )	男・女	明大 昭平 年 月 日
		( )	男・女	明大 昭平 年 月 日
		( )	男・女	明大 昭平 年 月 日
		( )	男・女	明大 昭平 年 月 日
		( )	男・女	明大 昭平 年 月 日

※この名簿で収集した個人情報は、暴力団排除のため関係する官公庁への照会する目的以外には、使用しません。



(様式第4号)

第 号  
年 月 日

北九州市認知症支援・介護予防センター団体登録済通知書

殿

北九州市長 北橋 健治

年 月 日で申請のあった団体登録について、下記のとおり登録いたしましたので、お知らせします。

登録番号	
団体名	
所在地	電話 ( )
代表者住所 氏名	電話 ( )
会員数	人
登録期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日



(様式第5号)

北九州市認知症支援・介護予防センター団体利用申請書

年 月 日

北九州市長 様

(申請者)

団体名

住 所

氏 名

北九州市認知症支援・介護予防センターの利用許可を受けたく、下記のとおり申し込みます。

利 用 日 時	年 月 日 ( ) : ~ :
利 用 目 的	
利 用 場 所	・活動ルームA ・活動ルームB ・多目的ルーム ・研 修 室
利 用 責 任 者	
利 用 者 数	人
備 考	